2019年8月号

國本社労士事務所便り WEB版

連絡先: 〒742-0034 國本豊社会保険労務士事務所

電話: 0820-24-6886



大企業の働き方改革の影響による 中小企業への「しわ寄せ」対策

◇働き方改革と「しわ寄せ」

6月26日、厚生労働省は、中小企業庁・公 正取引委員会とともに『大企業・親事業者の 働き方改革に伴う下請等中小事業者への「し わ寄せ」防止のための総合対策』(以下「し わ寄せ対策」といいます)を策定したと公表 しました。

働き方改革関連法が今年4月に施行され、 大企業における働き方改革(時間外労働の上 限規制等) は一定の成果を上げています。そ の一方で懸念されているのが、"大企業の働 き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト 負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反"④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行 (以下「しわ寄せ」といいます)です。

◇「しわ寄せ」具体例

「しわ寄せ」の具体例として、厚労省資料 では下記のような事例を挙げています。

- ・買いたたき (例:短納期発注により、休日 対応を余儀なくされ、人件コストが増大し たにもかかわらず、通常の単価とされた)
- 受領拒否(例:受注後、一方的に納期を短 く変更されたため、やむを得ず長時間勤務 により対応したものの納期に間に合わず、 納入遅れを理由に受領を拒否された)
- 不当な経済上の利益要請(例:商品発注に 関するデータのシステム入力という発注 者側の業務を、無償で代行するよう強いら れた)

◇「しわ寄せ対策」の4本柱

下記①~④を柱に、中小企業に時間外労働 の上限規制が適用される令和2年4月までに 具体的な取組みをするとされています。

- ① 関係法令等の周知広報(労働局・労基署が リーフレット等を活用して周知、他)
- ② 労働局・労基署等の窓口等における「し わ寄せ」情報の提供(寄せられた「しわ寄 せ」の相談情報を地方経産局に提供)
- ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に 向けた要請等・通報(下請事業者に対する 監督指導において、労働基準関係法令違 反が認められ、その背景に「しわ寄せ」が 疑われる場合、公取委・中企庁に通報、ほ か)
- 為事例の周知・広報(「しわ寄せ」につい て、公取委・中企庁が、下請法等に基づき 厳正対応、ほか)

そもそも「しわ寄せ」は下請法や独占禁止 法等に違反する行為ですが、今後はより厳し い目で見られます。自社が「しわ寄せ」を強 いていないか、また、他社から強いられては いないか、注視していきましょう。

【厚生労働省「大企業・親事業者の働き方改 革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」 防止のための総合対策』を策定しました」】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 05446 .html

外国人労働者と労働災害

◇増加する外国人労働者

日本で働く外国人の数は約146万人(2018年10月末時点、厚労省)で、日本人の総労働人口が約6,898万人(2019年5月時点、厚労省)であることから、日本で働く48人に1人が外国人という計算になります。その外国人の割合は年々増加し、それに伴って外国人の労働災害も7年連続で増え続け、2018年には2,847人と過去最高を記録しました。

◇外国人労働者と労災保険

労災保険は、国籍を問わず、日本で働く労働者に適用されます。就労資格を持った外国人はもちろん、アルバイトをしている留学生も、就労中に事故にあった場合に適用されます。また、不法就労であっても適用されます。 労災保険未加入で労働者が給付金を申請した場合、重大な過失であれば 40%、故意であれば 100%雇用主に請求されます。

◇外国人労働者が受けられる給付の内容

基本的には、日本人が受けられる給付内容 と同じですが、給付中に本国に帰国してし まった場合に注意が必要です。

日本国内に限られる主な支援制度としては、 アフターケア、義肢等舗装用具の支給(車椅 子等支給可能な場合もあり)、外科後処置、労 災就学等援護費(日本国内の学校に通ってい る場合)があげられます。

日本以外から保険給付額を請求する場合の支給額は、支給決定日における外国為替換算率(売りルート)で換算した邦貨額となります。また、海外で治療を受けた場合、治療の内容が妥当なものと認められれば、治療に要した費用が支給されます。

詳しくは、「労災保険給付のためのガイド ブック」~日本で働く外国人向けを参照くだ さい。

https://www.mhlw.go.jp/newinfo/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/16 1108-21.pdf

◇労働災害が発生してしまったら

労働災害等により労働者が死亡または休業 した場合には、遅滞なく、「労働者死傷病報告」 を労働基準監督署長に提出する必要がありま す。報告しない場合や虚偽の報告をした場合 には、刑事責任が問われることがあります。

◇外国人労働者向け安全衛生教育

厚労省は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない外国人向けに、中小規模の企業が外国人を雇い入れる時や作業の内容を変更する時等に役立つ安全衛生教育マニュアルを、業種別、外国語別で作成しています。ぜひ活用しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html

入管法の改正により新在留資格が創設され、 今後外国人労働者はますます増加することが 予想されます。企業には、労働災害が起きな い環境づくりが一層求められるでしょう。

当事務所よりひと言

この度は、事務所便りWEB版をご覧いただき、ありがとうございました。

この事務所便りは2ページですが、 当事務所では顧問先様向けに、さらに 多くの情報を載せた10ページの事 務所便りを作っています。

「一度読んでみたい」とご希望の社 長様には、1ヶ月分進呈いたしますの で、ぜひお問い合わせください。